

●香川県告示第374号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成29年12月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

1(1) 解除に係る保安林の所在場所

さぬき市大川町田面字上碎石2944の9

- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由 指定理由の消滅

2(1) 解除に係る保安林の所在場所

さぬき市大川町田面字上碎石2944の8

- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため